

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画 策定のポイント（基本指針の概要）

計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定する

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
国	障害者基本計画(第4次) H30.3 策定 ・計画期間:H30年度~R4年度	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」) ・都道府県・市町村が参酌すべき基準を示すもの ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示	
県	第4次大阪府障がい者計画 ・計画期間:H24年度~R2年度(H30一部改正⇒後期計画)		
市	第4次堺市障害者長期計画 ・計画期間:H27年度~R5年度	第6期堺市障害福祉計画 ・計画期間:R3年度~R5年度	第2期堺市障害児福祉計画 ・計画期間:R3年度~R5年度

一体的に策定【計画期間:R3~R5年度】

障害福祉計画等策定のポイント（基本指針の概要）

□第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上
- ・ 障害福祉人材の確保

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

【主なポイント】

○ 地域における生活の維持及び継続の推進

入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を確保する。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

○ 地域生活支援拠点等における機能の充実

令和5年度までに期間を延長し、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討する。

○ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- ・就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用とする。
- ・令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

○ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

○ 発達障害者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、県や政令市においては、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。また、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

【主なポイント(続き)】

○ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。
- ・障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある。
- ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある。
- ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要がある、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある。

○ 相談支援体制の充実・強化等(新規)

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う必要がある。

○ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築(新規)

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う必要があることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築する。

○ 障害福祉人材の確保

研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組む。

○ 障害者の社会参加を支える取組

- ・都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。

●障害福祉サービス等の成果目標の見直し

・福祉施設の入所者の地域生活への移行	【移行者の増加】→令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
	【入所者の削減】→令和5年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減 ※継続入所者の数を除いて設定するものとする。
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	◇精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。(都道府県が設定)
	◇令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。(都道府県が設定)
	◇入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。(都道府県が設定)
・地域生活支援拠点等の整備	◆令和5年度末までに、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。
・福祉施設から一般就労への移行促進	【移行者の増加】→令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上(就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上)
	◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
	◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

●障害児支援に係る目標の設定

<p>・児童発達支援センターの設置及び 保育所等訪問支援の充実</p>	<p>◆令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p>
<p>・保育所等訪問支援の実施</p>	<p>◆令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
<p>・重症心身障害児を支援する事業所等 の確保</p>	<p>◆令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p>
<p>・医療的ケア児等のコーディネーターの配置</p>	<p>◆令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>

●新規項目の設定

<p>・相談支援体制の充実・強化等【新規】</p>	<p>◆令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p>
<p>・障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築【新規】</p>	<p>◆令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。</p>